

山 青 森 県 報

第千九百九十八号

平成十四年三月二十日(水曜日)

目 次

規 則

○青森県職員倫理規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

告 示

○青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………(青少年課) ……二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(団体経営
改善課) ……二

○野菜生産出荷近代化計画の概要……………(農産園芸課) ……二

○右 同……………(同) ……三

○保安林の指定解除予定……………(林政課) ……三

○右 同……………(同) ……四

公 告

○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポ
ーツ振興課) ……五

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営振興課) ……五

○新規土地改良事業施行認可申請の適当の決定……………(農村整備課) ……五

○土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(同) ……六

○県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……六

○県営土地改良事業計画変更の決定……………(同) ……六

○土地立入の通知……………(監理課) ……七

教育委員会

○青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則……………(生涯学習課) ……八

規 則

青森県職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第十二号

青森県職員倫理規則の一部を改正する規則

青森県職員倫理規則(平成十三年二月青森県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「職員の休職の事由を定める条例(昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号)第二条第一号に規定する機関」を「公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十九号)第二条第一項各号に掲げる団体」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第九十九号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十四年三月二十日

青森県知事 木 村 守 男

指定番号	種別	名 称	発行者（製作者）名	該当条項
二二六三	書籍	ビデオボーイ 四月号 〇七六七九一四	英知出版	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二二六二		デラベっぴん 四月号 一六四八七一四		
二二六一		海賊ナンバーワン 四月号 〇二四六一一四	竹書房	
二二六〇		GOKUH 四月号 〇三七九七一〇四		
二二五九		グアッカ! 四月号 〇七三七三一一〇四	パウハウス	
二二五八		Dr.ピカン 四月号 〇六六三五一〇四		
二二五七		コミック まあるまん 四月号 一三七〇一一四	ぶんか社	
二二五六		COMIC 快樂天 四月号 一三八七七一四	ワニマガジン社	

青森県告示第一百号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十四年三月二十日

青森県知事 木 村 守 男

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡東通村大字野牛字入口八五 畑中 由彦	野牛区域	1 法第百四条 第二号に掲げ る漁業
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平一の二五二 吉田 秩夫		
西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂三八 須藤 広志	岩崎村第一区域	1 たら刺網漁 業
西津軽郡岩崎村大字岩崎字丸山三七 勢州谷清衛		
西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂一三の一 川村 雅弘		
西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂四二 菅原 利雄		2 1に掲げる 漁業以外の漁 業
西津軽郡岩崎村大字沢辺字沢辺一二 沖見 一男	岩崎村第二区域	1 法第百四条 第二号に掲げ る漁業
西津軽郡岩崎村大字沢辺字山科一〇六 福沢 福一		

青森県告示第一百一号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三十三号）第八条第一項の規定により野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画をたてたので、同項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

平成十四年三月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 野菜指定産地の名称、指定野菜の種類等

五戸	野菜指定産地の名称	指定野菜の種類	関係市の名称	現 状	作付面積 (ヘクタール)	現 状	平成十七年の目標	現 状	平成十七年の目標	現 状	平成十七年の目標	指定消費地域に 対する出荷数量 (トン)
				五戸町 倉石村 新郷村	一五							

二 近代化に関する事項

平成十七年を目標に各種の施策を行い、生産及び出荷の近代化を図る。

1 生産の近代化に関する事項

- (一) 土壌改良資材や有機物を投入し、ながいもとの輪作体系確立のための深耕をするなど、土づくりを推進する。
- (二) 育苗方法は、チェーンポット育苗で定植作業時間を削減するとともに、電熱育苗を導入し作型の拡大と適期収穫による高品質化を推進する。
- (三) 高性能収穫機械、簡易調製機を導入することにより、収穫、調製・出荷作業時間を削減し、過重労働の回避を推進する。

2 出荷の近代化に関する事項

- (一) 収穫・調製作業の省力化を図るため調製用機械を中心に導入を進めているが、今後さらに栽培面積を拡大するため、掘取り機、調製機の導入を進めるなど、より一層の省力化及び作業の合理化を推進する。
- (二) 消費地との情報交換により消費者に求められる規格での出荷を推進する。

3 導入する近代化施設

より一層の低コスト化と省力化を図るため、共同での掘取り機、ねぎ皮むき機の整備を推進する。

青森県告示第百二号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三十三号）第八条第一項の規定により野菜

指定産地に係る生産出荷近代化計画をたてたので、同項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

平成十四年三月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 野菜指定産地の名称、指定野菜の種類等

津軽北 部	野菜指定産地の名称	指定野菜の種類	関係市の名称	現 状	作付面積 (ヘクタール)	現 状	平成十七年の目標	現 状	平成十七年の目標	現 状	平成十七年の目標	指定消費地域に 対する出荷数量 (トン)
				しよれい	五四							

二 近代化に関する事項

平成十七年を目標に各種の施策を行い、生産及び出荷の近代化を図る。

1 生産の近代化に関する事項

- (一) 催芽技術及びマルチ栽培作付体系の技術確立・普及拡大を図り、高品質安定生産と早期出荷による有利販売体制を推進する。
- (二) 機械化一貫体系の整備及び機械の共同利用を推進し、省力化及び経営規模の拡大を推進する。

2 出荷の近代化に関する事項

- (一) 選別・出荷調製作業の共同作業化による労力調整を図るとともに、共選体制の整備による規格統一及び良品出荷を図る。
- (二) 消費地との情報交換により消費者に求められる出荷を推進する。

3 導入する近代化施設

より一層の低コスト化と省力化を図るため、共同での種いもプランター、管理機、茎葉処理機、掘取機及び共同選果機の整備を推進する。

青森県告示第百三号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の

通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年三月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一(一) 解除予定保安林の所在場所

五所川原市大字飯詰字飯詰山二の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 保安林を解除しようとする理由

放送施設用地とするため

二(一) 解除予定保安林の所在場所

五所川原市大字飯詰字飯詰山二の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(三) 保安林を解除しようとする理由

放送施設用地とするため

三(一) 解除予定保安林の所在場所

五所川原市大字松野木字中洲川山一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

る。）

(二) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(三) 保安林を解除しようとする理由

放送施設用地とするため

四(一) 解除予定保安林の所在場所

青森市大字戸門字戸門山一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(三) 保安林を解除しようとする理由

放送施設用地とするため

五(一) 解除予定保安林の所在場所

青森市大字新城字新城山一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(三) 保安林を解除しようとする理由

放送施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百四号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年三月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 解除予定保安林の所在場所

北津軽郡市浦村大字十三字通行道一一七の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林を解除しようとする理由

漁港施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び市浦村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、八戸市都市計画公園事業を平成十四年三月十一日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年三月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

百石町

二 都市計画事業の種類

八戸市都市計画公園事業(六・六・三号いちよう公園)

三 事業施行期間

平成十四年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県上北郡百石町字下谷地地内

2 使用の部分

なし

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあった年月日

平成十四年三月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福地ガーリック

三 代表者の氏名

大下與助

四 主たる事務所の所在地

三戸郡福地村大字坵渡字下外窪一二の六七

五 定款に記載された目的

この法人は、福地村及び近隣市町村民に対して、介護サービスに関する事業を行い、健康で生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田ファッションモール

十和田市元町一丁目三九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社しまむら

埼玉県さいたま市宮原町二丁目一九の四

代表取締役社長 藤原秀次郎

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所 青森県商工観光労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間 平成十四年三月二十日から同年四月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

新規土地改良事業施行認可申請の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する

同法第八条第一項の規定により、板柳東部土地改良区が新たに行う夕顔地区の土地改良事業の施行認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成十四年三月二十二日から同年四月十八日まで

三 縦覧の場所

鶴田町役場

板柳町役場

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、板柳東部土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成十四年三月二十二日から同年四月十八日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

鶴田町役場

板柳町役場
藤崎町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、平館地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年三月二十二日から同年四月十八日まで

三 縦覧の場所

平館村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、館岡地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年三月二十二日から同年四月十八日まで

三 縦覧の場所

木造町役場
稲垣村役場

土地立入の通知

日本鉄道建設公団から、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号) 第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成十四年三月二十日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 起業者の名称
日本鉄道建設公団
- 二 事業の種類
東北新幹線建設工事及び附帯工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域
別表のとおり
- 四 立ち入ろうとする期間
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

三戸郡名川町				市町村名	大字名	字	名
下名久井	平	法光寺	鳥舌内				
日向山	葉柴山	胡桃沢、日渡	土山、津婦毛沢、袖ノ下、上ノ沢、水上平、水上、雷平、作和程の沢、七ツ役、蟻塚、内ノ沢、稲荷沢、高橋、日渡				
高森、野場山、沢内、石名坂、山神、曲り坂、東山、日向山							

上北郡上北	上北郡六戸町	上北郡下田町	三戸郡五戸町	八戸市				三戸郡福地村	森越				
大浦	折茂	大落瀬	上市川	市川町	河原木	長苗代	尻内町	櫛引	上野	法師岡	坨渡	福田	森越
久保頭、豊畑、大浦山、大坊頭、菅林	冲山	柴山、坪毛沢、通目木、七百、根古橋、権現沢、南平、岡沼、沼久保	石吞、大タルミ	長者久保、和野前山、尻引堤沢、鍋沢尻、小鍋下、轟木、前谷地、田ノ沢下、赤坂下、稲荷後	前谷地、大谷地、蝦夷館、平、簀子渡、程ノ沢、見立山、大タルミ、高森	上碓田、天狗柳	上谷地、鼠田、矢沢、明戸、メドツ河原、人形場、根市内矢沢、館田、法霊、内矢沢、鴨ヶ池、下谷地、善右エ門堰	櫛引、人首沢、馬場瀬、高筋、仙賊屋敷、ミタラセ、穂良、早口、狐ヶ崎、稼田、沢田、小沢田、屋敷田、中瀬川原、仙日平、野巡、征矢形、中ノ町、櫛引、鮫ノ口、窪田、天神堂、谷地、高田、上川原、中崎	高岩、上野平、久根合、白蛇、外山、鳥河岸、角内山	石焼沢、大道下、荒田、西張、白掛、仁渡、中河原	西山、腰廻、船頭森、田ノ沢沢、田ノ沢、高日向、大足、イタコ長根、苗代沢、濃沢、平、館、下外窪	堀切、赤坂脇、放森	志民

青 森 市	上北郡天間 林村									上北郡七戸 町			十和田市			町
	上野	野木	新町野	合子沢	横内	四ツ石	大矢沢	田茂木野	幸畑	駒込	天間館	立崎	八斗沢	大沢田	豊ヶ岡	新館
	山辺、有原	野尻	菅谷	山崎、松森	八重菊、猿沢、鏡山、亀井、桜峯	前岳、里見	里見	田茂木沢	阿部野	深沢、桐ノ沢	作田道、高井名、底田、倉越	山ノ外、押付	砂土路	蒼前、鍋久保、左ノ田、葉ノ木谷地、牛鍵、橋場、有信山	豊ヶ岡	有野部、八幡、赤平、中田

油川	新城	新田	石江	三内	細越	高田	荒川	金浜
柳川、実法、千刈、岡田、中道	平岡、福田	忍	平山、江渡、高間	丸山、沢部	種元、栄山	日野、朝日山	筒井、品川	伊吹、稲田、船岡

教 育 委 員 会

青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則

青森県総合社会教育センター規則（平成元年六月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「十日前」を「七日前」に改め、同条第三項中「、使用する日の前

日までに納入通知書により納付」を「前納」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県総合社会教育センター規則の規定は、この規則の施行の日以後の青森県総合社会教育センター条例（平成元年三月青森県条例第五号）別表第一号に掲げる施設の使用について、この規則の公布の日以後に使用申込書を提出するものから適用する。

発行所・発行人	青森市長島二丁目一番一号 青森県
印刷所・販売人	青森市古川二丁目二七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭